

庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項

<電子入札システムの利用について>

庄原市が実施する条件付一般競争入札は原則として、広島県下自治体が共同利用する電子入札システム上で執行しますので、このシステムを導入していない業者は、下記サイトを参照の上、準備をお願いします。

サイトアドレス:<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system.html>

<入札に参加するための資格について>

1. 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件に該当しなければなりません。

(1) 当該発注工事に対応する工種について、庄原市建設工事指名業者選定に関する規程(平成17年庄原市訓令第38号)に基づく入札参加有資格者の認定を受けており、かつ認定時における経営事項審査の総合評点が入札公告において指定した数値の条件を満たす者、または等級格付けが指定した条件を満たす者

(2) 対象工事の業種に係る年間平均完成工事高が、当該発注工事における予定価格以上の者

(3) 対象工事に係る業種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所を庄原市内に有する者。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、本店または支店等を広島県内に有する者とし、入札公告文にその旨を記載します。

(4) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者

(5) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者

(6) 対象工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県建設業者等指名除外要綱または庄原市建設業者指名除外基準要綱(平成17年庄原市告示第131号)の各規定による指名除外を受けていない者

加えて、建設業法(第28条第3項または第5項)の規定による営業停止処分を受けていない者

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者(次の1～7のとおり)

1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

2 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

3 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

4 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

5 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

6 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

7 前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて資格の再認定を受けていること。
 - (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて資格の再認定を受けていること。
2. 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格条件を設定します。

<入札する金額について>

入札する金額については、消費税及び地方消費税を含めない金額としてください。

<資本・人的関係による入札への参加制限について>

1. つぎの場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。
 - (1) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と、その子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (5) 上記(1)~(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
2. 基準に該当する場合は、この制限の対象となるすべての参加申請者について、該当案件への入札参加を認めません。
3. 入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、差し支えないものとします。

<市税の滞納有無を入札参加の条件とする場合について>

入札公告において、市税の滞納有無を入札参加の条件としている場合、公告文書に示している日付から当該案件の入札参加資格申請期限までに、対象とする税目の滞納がある場合は、入札に参加することができません。

なお公告日の段階で滞納があつた場合でも、入札参加申請期限までに滞納分を完納し、その旨を証明する書面を管財課へ提出すれば、この条件を満たしたものとみなします。

<入札参加の申請手続きについて>

入札に参加しようとする者は、電子入札システムもしくは持参によって、条件付一般競争入札参加資格確認申請書を入札公告文に定める期間中に提出しなければなりません。

＜入札参加資格の審査および結果通知について＞

1. 提出された申請書類については、資格条件等の審査を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格確認通知書により、電子入札システムや電子メール等によって申請者へ通知します。ただし、通知を発送した日から入札日までの間に、次に掲げる入札参加資格を喪失したことが判明した場合は、審査結果通知を取り消す旨を申請者に通知します。
2. 参加資格の審査の結果、入札参加資格なしとした場合は、前項に規定する通知書にその理由を記入して通知します。
3. 前項の規定により入札参加資格なしとの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日以内に市長に対して、当該通知書に付された理由についての説明を求められます。
4. 入札参加資格を認められた後に当該入札を辞退する場合は、入札辞退届を開札開始までに契約担当課に提出しなければなりません。

＜設計図書の閲覧または貸与＞

対象工事に係る図面、仕様書等は、入札公告の日から入札日の前日まで閲覧に供し、必要に応じて貸与または販売します。

＜現場説明会＞

対象工事に係る現場説明会は行いません。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにします。

＜工事費内訳書＞

入札案件において工事費内訳書の提出を求める場合は、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにします。

＜入札保証金＞

条件付一般競争入札に係る入札保証金は、これを免除します。

＜入札参加者の非公表＞

入札参加者は、入札が終了するまで公表しません。

＜予定価格の公表＞

予定価格は入札公告において、事前に公表します。

<最低制限価格の取り扱い>

最低制限価格を設定する案件においては、下記の算定式によってこの価格を算定します。

$$\text{算定式：直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%$$

この具体的な計算プロセス、計算例については、下記のとおりです。

<計算のプロセス>

まず算出式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」は、原設計額を消費税抜で、1円単位で取り扱います。

そして「直接工事費×97%」、「共通仮設費×90%」、「現場管理費×90%」、「一般管理費×55%」は、各計算数値の1円未満を切り捨て、4つの数値を足し合わせ、最後にこの足し合わされた数値の1000円未満を切り上げて算出数値とします。

<計算例>

直接工事費…7,654,321円 共通仮設費…1,234,567円
現場管理費…876,543円 一般管理費…987,654円 の場合

$$7,654,321 \text{円} \times 97\% = 7,424,691.37 \text{円} \approx 7,424,691 \text{円} (1 \text{円未満切捨})$$

$$1,234,567 \text{円} \times 90\% = 1,111,110.3 \text{円} \approx 1,111,110 \text{円} (1 \text{円未満切捨})$$

$$876,543 \text{円} \times 90\% = 788,888.7 \text{円} \approx 788,888 \text{円} (1 \text{円未満切捨})$$

$$987,654 \text{円} \times 55\% = 543,209.7 \text{円} \approx 543,209 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{算出数値} &= 7,424,691 \text{円} + 1,111,110 \text{円} + 788,888 \text{円} + 543,209 \text{円} \\ &= 9,867,898 \text{円} \approx 9,868,000 \text{円} (1,000 \text{円未満切上}) \end{aligned}$$

この計算例での算出数値は、**9,868,000円**(消費税抜)となります。

この式によって算出された価格を本件の予定価格で割った割合が、下記に示す工種ごとに下記に示す範囲内となれば、その算出された価格を本件の最低制限価格として決定します。

- ・ 土木工事、舗装工事、農業土木工事、災害復旧工事等の場合…75%～92%
- ・ 建築工事、機械工事、電気工事等の場合…85%～92%

範囲内とならない場合は、下記のとおり価格を調整した後に決定します。(金額はすべて税抜。)

1. 上限を超えるケース

例えば予定価格が3,137,000円の建築工事案件で、算定式によって算出された価格が2,920,000円となった場合、この割合は2,920,000円÷3,137,000円≈93.08%となり、上限である92%を超えます。

この場合は、算出された2,920,000円から1,000円ずつ減じていき、92%以内の価格となったところで、その価格を最低制限価格として決定します。

<計算例>(上限を超えるケース)

2, 920, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 93. 08% … 9 2 % をオーバー
2, 919, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 93. 05% … 9 2 % をオーバー
2, 918, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 93. 02% … 9 2 % をオーバー
… (中略) …
2, 888, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 92. 06% … 9 2 % をオーバー
2, 887, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 92. 03% … 9 2 % をオーバー
2, 886, 000 円 ÷ 3, 137, 000 円 ≒ 92. 00% … OK (9 2 % 以内)

この例では、**2, 886, 000 円** (消費税抜) を最低制限価格として決定します。

2. 下限を下回るケース

例えば予定価格が 9, 681, 000 円の機械工事案件で、算定式によって算出された価格が 8, 214, 000 円となった場合、この割合は $8, 214, 000 \text{ 円} \div 9, 681, 000 \text{ 円} \approx 84. 84\%$ となり、下限である 8 5 % を超えます。

この場合は、算出された 8, 214, 000 円へ 1, 000 円ずつ加えて、8 5 % 以上の価格となったところで、その価格を最低制限価格として決定します。

<計算例>(下限を下回るケース)

8, 215, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 84. 85% … 8 5 % 未満
8, 216, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 84. 86% … 8 5 % 未満
8, 217, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 84. 87% … 8 5 % 未満
… (中略) …
8, 227, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 84. 98% … 8 5 % 未満
8, 228, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 84. 99% … 8 5 % 未満
8, 229, 000 円 ÷ 9, 681, 000 円 ≒ 85. 00% … OK (8 5 % 以上)

この例では、**8, 229, 000 円** (消費税抜) を最低制限価格として決定します。

～不正又は不誠実な行為に対する処分～

各入札案件において、市役所職員またはその関係者に対し、設計金額または最低制限価格を開札までに聞き出そうとする者、またはこれに類する行為等をする者については、庄原市建設業者指名除外基準要綱(平成 17 年 3 月 31 日 告示第 131 号)第 2 条第 1 項に基づき、その者が属する業者に対し指名除外を行います。

＜入札の中止等＞

入札参加者を決定した後に、資格者に連合その他不穏な行動、またはその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該資格者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめます。

＜落札者の決定＞

1. 落札者は、予定価格の範囲内での最低価格入札者とします。ただし、総合評価落札方式の対象である工事にあつては、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、入札金額に加え、金額以外の評価点等を併せて総合評価し、落札者を決定します。
2. 庄原市建設工事執行規則(平成17年庄原市規則第135号)第8条の規定により、最低制限価格を設定した案件においては、最低制限価格を下回る価格での入札をした者を失格とします。
3. 入札に参加するために必要な資格のない者のした入札は、無効とします。

＜入札結果の公表＞

入札の結果は、庄原市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成17年庄原市規則第136号)の規定により、庄原市ホームページ等に公表します。